

●香川県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成7年香川県告示第14号 中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成7年1月13日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成7年香川県告示第14号、平成10年香川県告示第217号及び平成15年香川県告示第762号の事業地の全てを削除する。

(2) 使用の部分

丸亀市綾歌町栗熊東字東河西、字上河西、字北池下、字行末前、字窪田、字置樋、字佐古川、字西津畑、字東津畑、字天満及び字天満山並びに岡田東字一本木及び字大縄の一部